

# 今月の経理情報

2004年8月

## 今回のテーマ： 外形標準課税の付加価値割

資本金1億円超の法人の事業税は、2004年4月以降開始事業年度から、従来の「所得割」に加え「付加価値割」「資本割」の外形基準による計算方法で課税されます。留意すべきは「付加価値割」です。

$$\text{付加価値割} = \left\{ \left( \text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料} \right) \pm \text{単年度損益} \right\} \times \text{標準税率}$$

0.48%

### 1 報酬給与額 = 役員又は使用人に対する給与・賞与・退職手当等、確定給付企業年金等の掛金

留意項目	報酬給与額の算入の可否	報酬給与額の算定等
役員又は使用人		雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者全てを含む
請負契約	×	請負契約に係る代金(実態が雇用関係である場合を除く)
経済的利益	×	役員・使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益 資本等取引であるストックオプション
通勤手当・在勤手当	×	所得税において非課税とされる額(非課税額を超える額は報酬給与額に含む)
出向者	給与	出向先・出向元にかかわらず実質的負担者の報酬給与額となる
	退職金	直接支給する法人の報酬給与額となる。出向先が、出向元が契約する企業年金の掛金を負担する場合は、その掛金は出向先の報酬給与額となる。
労働者派遣法の派遣労働者	派遣先	派遣契約料×75%
	派遣元	派遣報酬給与 - 派遣契約料×75%

報酬給与額が、(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)×70%を超える場合、その超える部分は付加価値割の課税標準から控除されます。

### 2 純支払利子 = 「支払利子」 - 「受取利子」(マイナスとなる場合はゼロ)

- ・支払利子には、借入金利息のほか手形の割引料や社債発行差金を含み、売上割引料や社債等経過利息は含まれません。
- ・割賦販売契約等の利息相当額は、契約書等で購入代価と区分されているときは利子に含まれます。

### 3 純支払賃借料 = 土地又は家屋の、「支払賃借料」 - 「受取賃借料」(マイナスとなる場合はゼロ)

- ・契約等における使用期間が1月未満は対象外です。
- ・賃借料には、駐車場賃借料や荷物保管料を含み、権利金や更新料等は含まれません。
- ・賃借料に付随する役務提供の対価や共益費等については、これらの対価が明確に区分されていない場合には、賃借料に含まれます。

### 4 単年度損益

法人税の課税標準となる所得金額で、繰越欠損金控除前の金額となります。

#### お見逃しなく！

1. 報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料は、消費税抜金額です。
2. 棚卸資産、固定資産等の資産計上額に含まれる報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料の金額は、支出年度の付加価値額とします。
3. 報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料の計算にあたって、期中より科目分け等をおこない税額計算に備えることがのぞまれます。
4. 税率は、超過課税や不均一課税(中小法人の軽減措置)があり各都道府県で異なります。